

骨子案 権利擁護専門部会担当分野

分野（大分類）【総合計画】	施策の方向性（中分類）	現状・課題及び取組の方向性	数値目標等
8 障害のある人への理解を 広げ権利を擁護する取組の 推進 「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、相談活動等を通じて個別の差別事案の解決を図るとともに、差別の背景にある社会慣行などの問題について、様々な立場の関係者で協議し、障害のある人に優しい取組を応援します。同条例及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」について周知し、障害のある人への理解を広げ、障害のある人への差別をなくすための取組を推進します。 また、市町村等関係機関との連携強化や研修の実施、県民への周知啓発等に努め、障害のある人への虐待の防止や早期発見・早期対応を図るほか、各市町村の障害者差別解消支援地域協議会の取組状況や課題等を収集し情報提供を行うなど、同協議会を活性化し、地域における相談支援体制の充実を図ります。 さらに、県で策定した「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」を周知するほか、視聴覚障害者情報提供施設である点字図書館、聴覚障害者情報提供施設や、障害者 I Tサポートセンターの安定的	（１）障害のある人への理解の促進	（１） 【Ⅰ 現状・課題】 現在も、障害を理由とした差別と思われる事案が発生しており、その多くが誤解、偏見その他の理解不足から生じていることから、引き続き、障害のある人への理解を広げるための周知・啓発が求められている。また、障害を理由とした差別には、制度や慣習が原因となっている事案もあり、障害者条例に基づく推進会議等において議論し、改善を図っていく必要がある。 あわせて、障害のある人に関する各種マークは、障害のある人への支援の必要性等を伝えるものであるとともに、障害特性やバリアフリー等に対応したルールについて考える機会を通じて、障害のある人への理解の促進が期待されることから、一層の周知・啓発を図る必要がある。 【Ⅱ 取組の方向性】 障害者条例に基づく広域専門指導員・地域相談員による地域に根差した差別相談への対応や周知・啓発活動等により、差別の解消や、様々な障害特性に応じて配慮が必要であることなど、障害のある人への理解の促進に努める。また、障害のある人に関する各種マークの意義について、県民への周知と理解の促進を図り、普及に努める。	←（１） ・共生社会の認知度^{県独自} ・障害者条例に関する周知・啓発活動回数^{県独自}
	（２）こどもたちへの福祉教育の推進	（２） 【Ⅰ 現状・課題】 こどもの頃から障害のある・なしにかかわらず活動を共にすることは、全てのこどもの社会性や豊かな人間性を育成する上で大きな意義があることから、引き続き福祉教育を推進する必要がある。 【Ⅱ 取組の方向性】 福祉教育への取組等を進める学校を、引き続き、福祉教育推進校として指定し、その活動を支援する。	←（２） ・福祉教育推進員養成研修の修了者数^{県独自}
	（３）地域における権利擁護体制の構築	（３） 【Ⅰ 現状・課題】 障害のある人への虐待は後を絶たず、障害者虐待を防止するには、県民一人ひとりが障害のある人の権利擁護に関する理解を深めることが重要である。	←（３） ・虐待防止アドバイザー派遣数^{県独自} ・成年後見制度利用促進基本計画策定市町村数^{県独自} ・職員対応要領策定市町村数^{県独自}

な運営に努めます。また、「千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例」等に基づき、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成など、手話等の普及を促進するとともに、点訳・朗読奉仕員、失語症者向け意思疎通支援者等の人材養成や要配慮者に対応した防災情報の提供などに取り組み、情報・コミュニケーションのバリアフリーを推進するほか、「障害のある人に関するマーク」の県民への周知と理解の促進に取り組みます。	(4) 地域における相談支援体制の充実 (5) 情報・コミュニケーションバリアフリーのための普及啓発	障害者虐待については、虐待の未然防止や早期発見・対応が求められており、虐待防止の対応に当たる職員の能力向上や、迅速な対応が可能な体制の構築が必要である。 また、障害者差別解消法において、職員対応要領の策定に努めるよう規定されているが、この対応要領をまだ策定していない市町村がある。 【Ⅱ 取組の方向性】 障害のある人やその家族、関係機関等を含めた県民向けの講習会などにより、虐待防止など権利擁護への理解促進、啓発を行う。 虐待を防止し、早期発見するために、市町村や障害者支援施設等に虐待防止アドバイザーを派遣し、関係者に理解を求め、権利擁護に係る体制の整備を図る。 (4) 【Ⅰ 現状・課題】 障害を理由とした差別の相談は障害者条例に基づき、広域専門指導員及び地域相談員が対応しており、研修等を通じた一層の資質の向上により、支援体制の充実を図る必要がある。また、地域における相談支援体制についても、障害者差別解消支援地域協議会の活性化を図る必要がある。 【Ⅱ 取組の方向性】 障害を理由とした差別の相談に適切な対応ができるよう、研修等を通じて広域専門指導員や地域相談員の一層の資質の向上を図る。また、様々な分野の差別相談に対応できるよう、広域専門指導員、地域相談員及び市町村の連携強化に努め、障害者差別解消支援地域協議会における広域専門指導員の活用を促進する。 (5) 【Ⅰ 現状・課題】 全ての障害のある人が、社会、経済、文化等の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要である。「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」においても、障害のある人による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進について示されている。さらに、情報取得に係る機器の活用を支援することにより、障害のある人の日常生活の質の向上につなげることが重要である。	← (4) ・ 障害者差別解消支援地域協議会開催回数 県独自 ← (5) (6) ・ 点訳・朗読奉仕員養成人数及び研修回数 【再掲】 県独自 ・ 障害者 IT サポートセンターの利用者数 県独自 ・ 手話通訳者・要約筆記者実養成講習修了見込者数 【再掲】 国指針 ・ 盲ろう者向け通訳・介助員実養成講習修了見込者数 【再掲】 数 国指針
---	--	--	---

	(6) 手話通訳等の人材育成、手話等の普及促進	【Ⅱ 取組の方向性】 「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」に基づき、必要な配慮がなされるよう、市町村をはじめとした関係機関や民間事業者への周知に努める。 また、障害のある人が情報の取得、利用及び円滑な意思疎通が行えるよう、情報取得に係る機器の活用に係る研修や相談支援などに取り組む。 (6) 【Ⅰ 現状・課題】 障害のある人とのコミュニケーションを支援するため、手話通訳者、要約筆記者、点訳・朗読奉仕員、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者などの、人材の確保、育成が求められている。 千葉県では、手話言語等条例により、手話通訳者等について人材の養成を行ってきたが、研修によっては養成課程が長期にわたるため、最終課程までに至らない場合がある。 また、令和7年に「手話に関する施策の推進に関する法律」が施行され、手話はこれを使用する者にとって日常生活・社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段であることに鑑み、地方公共団体は手話に関する施策を総合的に策定・実施する責務を有するとされている。 【Ⅱ 取組の方向性】 引き続き、障害のある人とのコミュニケーションを支援する人材の育成に取り組むとともに、手話通訳者及び要約筆記者養成研修に資するための指導者育成を引き続き実施する。	・手話通訳者・要約筆記者派遣実利用見込件数 国指針 ・盲ろう者向け通訳・介助員派遣実利用見込件数 国指針 ・失語症者向け意思疎通支援者実養成講習修了見込者数 国指針 ・失語症者向け意思疎通支援者派遣実利用見込件数 国指針 ・意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業の実施の有無 国指針
--	--------------------------------	---	--